入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年1月9日
（契約責任者）
中日本高速道路株式会社　東京支社
東京支社長　高松　隆久
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新東名高速道路　新駒門東第三高架橋他３橋（下部工）工事
（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
自）　静岡県御殿場市神場
至）　静岡県御殿場市駒門
⑷　工事内容　本工事は、新東名高速道路における新駒門東第三高架橋及び御殿場ＪＣＴＢランプ橋、Ｃランプ第一橋、Ｃランプ第二橋の橋梁下部工工事である。
⑸　工事概算数量
橋梁下部工
４ヵ所―2,251.3m
新駒門東第三高架橋―1,016.0ｍのうち917.0m
御殿場ＪＣＴ　Ｂランプ橋―903.4m
御殿場ＪＣＴ　Ｃランプ第一橋―328.0m
御殿場ＪＣＴ　Ｃランプ第二橋―663.3ｍのうち102.9m
橋脚　37基
橋台　４基
基礎工
約9,000m（場所打ち杭：φ1200㎜～φ2000㎜）
約20m（大口径深礎杭：φ8000㎜）
⑹　工期　契約締結日の翌日からから1,560日間
⑺　使用する資機材
コンクリート　約65,000㎥
鉄筋　約13,500ｔ
型わく　約38,000㎡
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を提出して郵送による紙入札方式によることができる。
⑽　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事である。
⑾　本工事は、電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。(詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照)
2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　「土木工事」において、「平成25･26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し、(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,450点以上を有している者(上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,450点以上であること。)ただし、平成27・28年度工事競争参加資格における当該資格を開札時に有することを条件とする。なお、平成27・28年度工事競争参加資格の認定の際に算定された経営事項評価点は問わないものとする。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「土木工事」において、「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し、(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上を有している者の２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。ただし、平成27・28年度工事競争参加資格における当該資格を開札時に有することを条件とする。なお、平成27・28年度工事競争参加資格の認定の際に算定された経営事項評価点は問わないものとする。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業共同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　施工実績　平成11年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。
なお、求める実績１、求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。)
①　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者
求める実績１
躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）20m以上のコンクリート橋脚を新設した工事
求める実績２
オールケーシング工法により施工した杭長20m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない。）
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外
求める実績１
躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）10m以上のコンクリート橋脚を新設した工事
求める実績２
オールケーシング工法により施工した杭長10m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない。）
⑸　配置予定の技術者等　次に揚げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。
①　主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　主任（監理）技術者が技術資料の提出時に、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。
④　現場代理人又は主任（監理）技術者のうち１名以上が、元請としてしゅん功(完成)した次に掲げる工事経験を有すること。ただし、求める経験１、求める経験２に対して提出できる工事経験は１名につき各々１件とするが、各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一のものが有している必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）